

15 貸倒引当金の算定方法について適切でないものはどれか。

- a) 一般債権については、過去の貸倒実績率等合理的な基準により見積もる。
- b) 貸倒懸念債権については、取引先の支払能力を判断する資料を十分に入手できない場合、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の30%を見積高とすることができる。
- c) 貸倒懸念債権については、債権元本の回収及び利息の受取に係る将来キャッシュフローの割引現在価値を合理的に見積りこれと債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする。
- d) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

貸倒見積高の算定方法は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第28項において以下の通り定めている。したがって、正解は(b)となる。

(1) 一般債権

債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する(貸倒実績率法)。

(2) 貸倒懸念債権

債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。

①債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法(財務内容評価法)

なお、財務内容評価法を採用する場合に取引先の支払能力を判断する資料を十分に入手できない場合、担保の処分見込み額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を貸倒引当金とする簡便法をとることもできる。

②債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と、債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法(キャッシュ・フロー見積法)

(3) 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする(財務内容評価法)。